

工事費内訳書取扱要領

平成 25 年 10 月 7 日	25 南管財第 645 号
平成 27 年 3 月 20 日	26 南管財第 905 号
平成 28 年 4 月 1 日	28 南管財第 42 号
最終改正 平成 29 年 3 月 31 日	28 南管財第 478 号

第 1 目的

「建設業法」(昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号第 20 条及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号)の趣旨を踏まえ、南島原市が発注する建設工事(建設業法第 2 条第 1 項に規定する「建設工事」をいう。)の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることとし、必要な事項を定めるものとする。

第 2 対象工事

南島原市発注の建設工事のうち、競争入札により実施するもの。

第 3 工事費内訳書の提出時期

入札時に提出を求めるものとする。

第 4 工事費内訳書の内容及び様式

- (1) 市が入札説明書により示した工事費内訳書の様式を使用し、又は示した内容を満たすものを作成し、内訳金額、入札者の商号又は名称、代表者氏名、住所、工事番号及び工事名を記載すること。
- (2) 工事費内訳書の合計額は、入札額と同額とすること。
- (3) 合計額は、値引き、マイナス計上の項目(スクラップ控除等を除く。)を設けないものとする。
- (4) 市が工事費内訳書の様式を示していない場合は、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額(営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したもの。)を記載するものとし、1式表示(入札説明書中の数量総括表(数量書)で1式表示となっているものを除く。)を設けないものとする。ただし、営繕工事については、やむを得ない場合に限り、1式表示を認める。また、様式は任意とし、入札者の商号又は名称、代表者氏名、住所、工事番号及び工事名を記載すること。

第 5 工事費内訳書の審査等について

- (1) 入札結果等に不自然さ及び談合情報等がない場合
 - (ア) 審査の対象

落札候補者(予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格(総合評価落札方式の場合は、最高評価値)の者。)

一般競争入札において、落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者。

(イ) 審査の内容

1次チェックを行う。

(ウ) 審査の時期

- a. 指名競争入札及び事前審査型入札（総合評価落札方式適用工事を除く。）

開札後、落札決定前までに行う。

- b. 事前審査型入札（総合評価型落札方式適用工事。）

開札後、落札仮決定前までに行う。

- c. 事後審査型入札

落札候補者決定後、落札決定前までに行う。

(エ) 審査の結果

第6（1）の1～4に該当する場合（軽微な誤記等を除く。）は、南島原市契約規則（平成18年規則第158号）第9条第2号に該当するものとして、その者の行った入札を無効とする。

なお、該当者については、別記様式（第5関係）により、その旨を通知する又は、入札会の会場において公表するものとする。

(オ) 審査者

入札担当課又は工事担当課の班長以上と班員の2名以上で行う。

(カ) その他

くじ引きにより落札候補者の決定を行う場合は、くじ引き後の対象者の工事費内訳書を審査する。その結果、その者の入札が無効となり、なお落札候補者となるべき者が複数いる場合には、再度くじ引きにより対象者の決定を行い該当者の工事費内訳書の内容を審査する。

(2) 入札結果等に不自然さがあつた場合及び談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した場合

※「入札結果に不自然さがある場合」とは、以下の例示に該当した場合とする。

- a. 一者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が予定価格を上回っている場合
- b. 落札者を除きすべて同額札であるものなど、通常では考えられないような入札結果となった場合
- c. 最低制限価格を設定している入札において、1者を除いて他の全ての入札参加者の入札額が落札に有効な価格の範囲（最低制限価格以上予定価格以下）にないもの（但し、ランダム係数次第で、前記の価格の範囲に2者以上入る可能性があるものは除く。）
- d. 前各号に例示する以外に案件ごとに発注者（入札執行者）が不自然さがあると判断した場合

(ア) 審査の対象

全入札参加業者

- (イ) 審査の内容
2次チェック（必要に応じて3次チェック）を行う。
- (ウ) 審査の時期
開札後、南島原市談合情報等対応マニュアルに基づく事情聴取前までに行う。
- (エ) 審査者
管財契約課又は工事担当課の班長以上と班員の2名以上で行う。
- (オ) 審査の結果
2次、3次チェックの審査結果をもとに、南島原市公正入札調査委員会において、当該入札の有効性の判断を行う。
また、談合の疑いがあると判断される場合は、全ての入札参加者に対し事情聴取を行い、南島原市談合情報等対応マニュアルに基づき対応することができる。
なお、入札結果等に不自然さがあった場合及び談合情報等があり、談合情報等の落札予定者と入札の結果による落札候補者が一致した場合において、入札を有効と判断し落札決定（総合評価落札方式適用工事の場合は、落札仮決定）の手続きへ移行する場合は、落札候補者の工事費内訳書に対して1次チェックを行うこととする。以降の手続きは第5（1）を準用する。

第6 入札を無効等とする場合の判断基準について

- (1) 1次チェックについて（未提出又は不備があるかの確認）

チェック項目（必須）

類 型	No.	未提出又は不備とされる場合	備考
1 未提出であると認められる場合 (未提出であると 同視できる場合を 含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合 (例：領収書、会社概要など)	
	(3)	他の工事の内訳書である場合	
	(4)	白紙である場合	
	(5)	内訳書が特定できない場合	(注1)
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合	(注2)
2 記載すべき事項 が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合	
	(2)	入札公告（共通事項書を含む。）又は入札執行通知書 に指示された項目を満たしていない場合。	(注3) (注4)
3 記載すべき事項 に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合	(注3)
	(2)	発注案件名に誤りがある場合	(注3)
	(3)	提出業者名に誤りがある場合	(注3)
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合	(注4)
4 その他未提出又は不備がある場合			(注3)
			(注4)
			(注5)

- (注1) 複数提出された工事費内訳書の表記及び内容等から当該入札案件に対応したものが特定できる場合は、有効として取り扱うことができるものとする。
- (注2) 併せて後出「(2) 2次チェックについて No.①」を参照すること。
- (注3) 軽微な誤記の場合（同一性が確認できる場合）は、無効としないことができる。軽微な誤記として有効とするかどうかについては、「入札・契約事務マニュアル（新改訂版）（平成21年4月付け長崎県出納局）」の「開札に伴う入札書等の審査基準」のうちの「(2) 入札書」の取扱いに準ずるものとする。
- (注4) a. 工事費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない場合は入札を無効とする。
- b. 工事費内訳書中に、「値引き」という項目を設定している場合及びマイナス計上の項目（スクラップ控除等マイナスで計上すべきものは除く。）がある場合は、入札を無効とする。値引きという項目を設けるのではなく、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載すること。
- なお、端数処理についても「値引き」という項目を設定して行わず、現場管理費や一般管理費などで行うこと。
- c. 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目が記載されていない場合は、入札を無効とする。
- 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目において、数量総括表では数量が1式表示となっていないものを1式表示で記載している箇所があった場合は、入札を無効とする。
- ただし、1式表示を行うにつき、入札公告における設計図書等に対する質問等により契約担任者に事前に了解を得た場合は、この限りではない。
- なお、営繕工事については、やむを得ない場合に限り、1式表示を認めるものとする。
- (注5) 電子入札システム又は紙入札による提出があることから、入札参加者への負担軽減を図るため、押印については必要としない。

(2) 2次チェックについて

チェック項目 (必須)

チェック項目	No.	談合の疑いがあるとされる場合	具体例 (注2)
様式等の他の入札参加者との比較	①	様式、書式、書体等が他者と同一 (市が示していない様式の時) である場合 (注1)	2者の様式が同一
金額の他者との比較	②	金額が同一 (類似している場合も含む。) である部分が複数者に共通して積算項目の多項目にわたり存在する場合	入札参加者10者のうち3者において、積算項目 (細別) 10項目のうち3項目が同一の金額となっている。(ただし、積算単価を公表しており、一致することが予測できる場合を除く。)
表記上の誤りの確認及び他の入札参加者との比較	③	複数者に共通して同様の表記上の誤り、違い等が存在する場合 (積算項目、単位、公表数量、工事名等)	2者について、「床版工」が「床床版工」となっている等の共通した誤りが4箇所確認される

(注1) 様式が他者と同一である場合は、関係者間で情報交換を行った可能性があるため、談合の疑いがあるものとして取り扱う。

(注2) 例であり、談合の疑いがあるかどうかについては、案件ごとに判断すること。

(3) 3次チェック (工事費内訳書の分析) について (分析結果については、適宜事情聴取に反映させる等により活用)

チェック項目 (2次チェックに加え、必要に応じて実施)

分析項目	No.	着眼点
様式について、当該者が過去に提出した内訳書との比較	④	当該者が従来使用してきた様式と異なっている等の不自然な点はないか
金額 (比率) の他者との比較	⑤	金額が特定の者に対する一定割合の金額差となっていないか
金額 (比率) の官積との比較	⑥	複数者の金額が官積に対して共通のかい離傾向を示していないか

第7 提出された工事費内訳書の取扱いについて

- (1) 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回 (取消) は認めない。
- (2) 提出された工事費内訳書は、返却しない。
- (3) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。

(4) 提出された工事費内訳書は、南島原市情報公開条例（平成 18 年南島原市条例第 10 号）第 7 条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。

第 8 工事費内訳書の不備で入札が無効となった者の取扱いについて

工事費内訳書の不備で入札が無効になっても、談合等不正な行為が確認できなければ、指名停止措置は行わない。

第 9 落札決定後に落札者以外の入札参加業者の工事費内訳書に不備が判明した場合の措置について

落札候補者の工事費内訳書の審査の結果、落札者を決定した後に落札者以外の入札参加業者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。

第 10 入札参加業者に対する周知方法

入札執行通知書及び入札公告共通事項書に工事費内訳書取扱要領（平成 25 年 10 月 7 日 25 南管財第 645 号）に基づき取り扱う旨を明示する。

第 11 工事費内訳書の保管期間について

工事費内訳書の保管期間は、契約者分については入札終了月の翌月から 5 年間、その他の入札参加者分については入札終了月の翌月から 1 年間とする。

第 12 施行日

平成 25 年 10 月 7 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事に適用する。

ただし、第 6（1）の（注 4）の適用については、平成 25 年 10 月 7 日から平成 27 年 3 月 31 日までに入札公告された工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当者に注意した上で、入札を有効」とする。

※ 改正

平成 27 年 4 月 1 日以降に公告又は入札執行通知する工事に適用する。

ただし、第 6（1）の（注 4）の適用については、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに入札公告及び入札執行通知する建設工事においては、「入札を無効」とあるのを「該当者に注意した上で、入札を有効」とする。

※ 改正

平成 28 年 4 月 1 日以降に公告又は入札執行通知する工事に適用する。

※ 改正

平成 29 年 4 月 1 日以降に公告又は入札執行通知する工事に適用する。

別記様式（第5関係）

工事費内訳書の不備による入札無効通知書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

様

南島原市長



さきに入札執行しました下記工事については、落札者の決定（総合評価落札方式の場合は、仮決定）を保留していますが、工事費内訳書の審査の結果、貴社の行った入札が無効であることを認めましたので通知します。

記

- 1 入札公告日
- 2 工事番号
工事名
- 3 工事場所
- 4 入札執行日
- 5 工事費内訳書
の不備の内容

（注）工事費内訳書の不備の内容については、入札を無効等とする場合の判断基準と照らし合わせ、具体的に記載すること。